最低制限価格の取扱いについて(改正)

日田市が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取扱う。

算出方法について

- (1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格(税抜き)を算定する。
- (1)制限割合の算定
- ○制限割合の算定式

 $\{(直接工事費 \times 0.97) + (共通仮設費 \times 0.9) + (現場管理費 \times 0.9) + (一般管理費等 \times 0.68)\}$

予定価格(税抜き)

- ※制限割合は小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。
- ※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。
- ○制限割合の適用範囲
- 7.5/10 ≦ 制限割合 ≦ 9.2/10
- ※制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値 10 分の 7.5 に満たない場合は 10 分の 7.5 とし、 上限値 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とする。
- (2) 最低制限価格(税抜き)の算定
- ○最低制限価格(税抜き)の算定式

予定価格(税抜き) × 制限割合

※ 最低制限価格(税抜き)は、万円未満切捨てとする。

〈適用時期〉 令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用